

業務の標準報酬額一覧

業務	業務の具体的内容	基準報酬額	備考
①管理組合や区分所有者からの相談に対するアドバイス業務	面談による回答	10,000円~/回	2時間まで10,000円延長は1時間毎に5,000円を加算する。
②管理組合の顧問業務	<p>管理組合との契約に基づき、その運営に年単位で関与しながら、管理組合が行うべき業務について理事会に対して助言・指導・その他の援助等を行う。</p> <p><主な業務>～詳細は別途相談～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・予算決算書のチェック ・管理委託業務等に対するチェック ・運営の適法性に対するアドバイス ・長期修繕計画に対するアドバイス ・問題改善のためのアドバイス ・理事会・総会への出席 	30,000円~/月 (単棟タイプマンションの場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として1年毎の契約とする。 ・1棟30戸まで一律15,000円とする。 ・1棟50戸まで一律30,000円とする。 ・50戸を超える場合は10戸増すごとに5,000円を加算する。 ・団地タイプマンションについては棟数その他の事情を勘案して相応額を加算する。 ・著しく個別性が強いものは別途相談の上相応額を加算する。
③管理者の業務	分譲会社・管理組合の依頼に基づき、区分所有法第25条に定められた管理者または同法第49条に定められた理事の地位に就き同法および規約に定められた事項ならびに集会の決議を実行する。※1棟のマンションの管理者または管理組合法人の理事(理事とは代表権を有する理事を言う。)	160,000円~/月	<ul style="list-style-type: none"> ・1棟50戸まで一律160,000円とする。 ・50戸を超える場合には、10戸増すごとに15,000円を加算する。 ・著しく個別性が強いものは別途相談の上相応額を加算する。 ・リゾートマンションは相応額を加算する。 ・就任に伴う規約の見直し等については、④管理規約の策定に関する業務とする。
④規約の策定に関する業務	I 管理組合の依頼に基づき、規約の新規策定または既存の規約に対する見直しを行い、適法・適正な規約を提案する。	80,000円~/件 <但し以下の条件による>	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しを行うべき規約が左記以外(または新規提案)である場合には、相応額を加算する ・細則の見直しは別途Ⅱの業務とする ・アンケート調査等を行う必要がある場合には、別途⑥の業務とする ・依頼者から素案が提供されない場合には、相応額を加算する。 ・団地タイプマンションの場合には、相応額を加算する ・成果品の納入期限は契約により定める ・理事会・総会への各1回の出席を含む
	II 管理組合の依頼に基づき、細則の新規策定または既存の細則に対する見直しを行い、適法・適正な細則を提案する	80,000円~/件 <但し以下の条件による>	
	III 管理組合の依頼に基づき、既存規約の適法性・妥当性などに関する診断を行い、結果と問題点を報告すると共に、必要に応じて代案を作成する。	10,000円~/回 (面談による場合)	
	IV 分譲会社の依頼に基づき新規分譲マンションの管理規約となる案文について、その適法性・妥当性などを精査し、結果を報告すると共に、必要に応じて代案を作成する。		

⑤運営診断業務	I	区分所有者または管理組合の依頼に基づき、当該管理組合の運営の適法性および適正化に関する診断を行い、結果および問題点を報告する。	100,000円~/件 (単棟タイプマンションの場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告期限等は契約により定める ・結果および問題点の報告は書面による ・団地タイプマンションの場合には、相応額を加算する ・著しく個別性が強いものは別途相談の上相応額を加算する。
	II	管理組合の依頼に基づき、当該管理組合とマンション管理業者とが締結している管理委託契約の内容の適法性・妥当性に関する診断を行い、結果および問題点を報告する。		
	III	管理組合の依頼に基づき、当該管理組合とマンション管理業者とが締結している管理委託契約の費用対効果(主として金銭的な妥当性)に関する診断を行い、結果を報告する。		
	IV	管理組合の依頼に基づき、当該管理組合の業務および会計の監査を行う。		
⑥アンケート調査等の受託業務		管理組合の依頼に基づき、規約・細則の変更、大規模修繕工事の実施に際して、区分所有者から意見聴取が必要な場合のアンケート調査等の企画を受託する。	50,000円~/回 (単棟タイプマンションの場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・著しく個別性が強いものは別途相談の上相応額を加算する。 ・集計・分析を伴う場合には、別途相応額を加算する
⑦建物・設備の診断業務および長期修繕計画の策定業務	I	管理組合の依頼に基づき、建物・設備の簡易診断を行う。	100,000円~/件 (単棟タイプマンションの場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・1棟50戸まで一律100,000円とする。 ・50戸を超える場合には、10戸増すごとに15,000円を加算する。 ・著しく個別性が強いものは別途相談の上相応額を加算する。 ・診断報告は書面による
	II	管理組合の依頼に基づき、建物・設備の精密診断を行う。	12,000円~/戸	・別途見積が必要
	III	管理組合の依頼に基づき、長期修繕計画の策定または見直しを行う。	策定 200,000円~/件 見直し 50,000円~/件	・別途見積が必要
⑧講演業務		民間団体等が主催するセミナー等の講師	40,000円~/回	・2時間以内で40,000円とする
⑨国・地方公共団体などから派遣要請を受けて行う業務	I	相談会の相談員	相手方の提示額	
	II	セミナー等の講師	相談により決定	
⑩専有部分のリフォーム			相談により決定	見積り無料
⑪耐震診断		建物の設計図を基に耐震性能を診断する	500円/m ²	設計図がない場合は別途調査が必要
⑫大規模修繕工事のコンサルタント		大規模修繕工事の発注から工事中の施工監理および工事後のアフターメンテナンスまで相談に応じます	相談により決定	建替えプロジェクトなどに対する継続的な専門コンサルタント業務などもご相談下さい